

〔昭和61年9月1日〕
兵警務例規第21号

管轄区域の境界線の設定と境界付近における業務処理に関する協定要領を下記のとおり定め、昭和61年9月1日から実施する。
なお、警察署の管轄区域について(昭和31年訓達第35号)は、廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和35年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）に定められた警察署の管轄区域のうち、境界の不明確な道路、河川等の境界線を明らかにするとともに境界付近における警察対象事案等を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 管轄区域の境界

1 一般原則

管轄区域の境界は、原則として市区町の区域（以下「行政区域」という。）の境界によるものとする。

2 管轄区域の境界が不明確な場合

管轄区域の境界が次のいずれかに該当し、その境界線が不明確な場合は、次により境界線を定めるものとする。

(1) 道路

ア 中央線又は中央分離帯のある道路にあっては、当該中央線又は中央分離帯の中央とする。

イ 中央線又は中央分離帯のない道路にあっては、東西に通じる場合は当該道路の北端、南北に通じる場合は当該道路の西端とする。この場合、その外側に側溝があるときは、当該側溝を含むものとする。

(2) 河川

河川にあっては、当該河川の堤防間の中央とする。

(3) 軌道敷地

軌道敷地にあっては、東西に通じる場合は当該軌道敷地の北端、南北に通じる場合は当該軌道敷地の西端とする。

(4) 橋

橋にあっては、当該橋の下にある道路、河川等の境界線をもとにして、そこから上方に向け垂直に引いた線とする。

(5) 山岳又は丘陵

山岳又は丘陵にあっては、分水れいとする。

(6) その他

ア 前記(1)又は(2)の場合において、東西南北の方位を判定し難いときは、市区町長の意見を聞いて関係警察署長の協議したところによる。

イ 田畑、山林、原野等の場合において、境界を判定し難いときは、市区町長の意見を聞いて関係警察署長の協議したところによる。

3 特例

(1) 境界線上に建造物がある場合

管轄区域の境界線上に建造物（当該建造物の囲じょう地を含む。以下同じ。）がある場合は、当該建造物に付された住居表示の町名又は登記簿上の町名（複数の町名が登記されているときは、その主要部分）を管轄する警察署の管轄区域とする。ただし、当該建造物について、人が自由に出入りでき、かつ、その境界が明確に区分できるときは、当該境界線をもって管轄区域の境界とすることができる。

(2) 海上における管轄区域の境界

陸上部分を管轄する警察署と海上部分を管轄する警察署との管轄区域の境界は、陸上部分からの警察活動の可否をもって判断するものとする。

4 警察署長の責務

警察署長は、管轄区域の境界が不明確な地域又は疑義のある地域については、関係警察署長と実地調査を行うなどにより相互に確認し、境界線を明らかにしておくものとする。

第3 業務処理に関する協定

1 協定の要件

警察署長は、次のいずれかに該当し、警察活動の効率性、住民感情等から管轄区域に基づいて警察活動を行うことが適当でないとする場合は、関係警察署長と協議し、管轄区域の境界付近における業務処理に関する協定（以下「業務処理協定」という。）を行うことができる。

(1) 境界線が極めて複雑なとき。

(2) 管轄区域の一部が、他の警察署の管轄区域の中に存立した地域（「飛び地」という。）又は突出した地域（「突出地」という。）があるとき。

(3) 境界線上に周囲が囲まれた土地、地下街、トンネル、池等があるとき。

(4) その他管轄区域に基づく警察活動が実情にそぐわないとき。

2 事務処理基準

業務処理協定を行う場合の警察対象事案等に対する事務処理の基準は、次によるものとする。

事 務	処 理 基 準
警察対象事案に関するもの	関係警察署長の協議したところによる。

3 協定上の留意事項

- (1) 行政区域の境界のとらえかたは、市区町によって異なるので、本来の境界線を正確に把握したうえで協定を行うこと。
- (2) 協定に基づき相互に活動し得る地域（以下「協定区域」という。）は、最小限度に考えること。
- (3) 協定区域内における事務処理については、既往の事実、慣習、住民感情等を考慮すること。
- (4) 協定区域における警察活動は、条例に定める管轄区域を変更するものでないことに留意すること。

4 協定書の作成要領

別表のとおり

5 上申

警察署長は、新たに業務処理協定を行い、又は既に行った業務処理協定の内容を改廃しようとするときは、業務処理協定の承認について（別記様式）に協定書（案）を添え、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申（警務課経由）するものとする。

第4 管轄区域の境界線上の警察対象事案に対する措置

管轄区域の境界線上において発生した警察対象事案は、関係警察署の共同管轄とし、当該事案を先に認知した警察署が処理するものとする。

第5 関係所属長への通報等

警察署長は、前記第2の2により管轄区域の境界線を定め、又は前記第3により業務処理協定を行い、若しくは当該協定の内容を改廃したときは、関係所属長に通報するとともに、必要により、関係住民等に周知しておくものとする。

第6 町、字等の名称変更に伴う措置

警察署長は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による処分に伴い、条例に定める管轄区域に係る町、字等の名称が変更されることが判明した場合は、速やかにその旨を警務部長に書面報告（警務課経由）するものとする。

第7 その他

1 府県間の協定等

府県間の境界の設定、業務処理等に関する協定、申合せ等を行う必要があるときは、関係書類を添えて本部長に報告（警務課経由）するものとする。

2 高速道路交通警察隊等の担当区域に関する協定

高速道路交通警察隊等の担当区域に関する高速道路交通警察隊長等と警察署長との間の協定については、前記第3の規定を準用する。

協 定 書 の 作 成 要 領

1 内容

<p>における業務処理に関する協定</p> <p>警察署と 警察署は、 における業務処理に関し、次のとおり協定する。</p> <p>年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>警察署長 警視（正） 印</p> <p>警察署長 警視（正） 印</p> </div> <p>第1 協定区域</p> <p>第2 業務処理</p> <p>第3 事件事故の広報</p> <p>第4 事件事故の通報</p> <p>第5 協力要請</p> <p>第6 相互協力</p> <p>第7 協議</p> <p>附 則</p> <p>この協定は、 年 月 日から実施する。</p>
--

2 作成要領

項 目	記 載 内 容
協 定 区 域	協定区域の地域、建造物等の名称を記載すること。この場合、図面を添付するものとし、当該図面には、条例に定める管轄区域の境界線も併せて表示しておくこと。 (例) 市 町と××市××町にまたがる 駅
業 務 処 理	本文第3の2「事務処理基準」に従い、協定区域内における警察対象事案等の処理要領について具体的に定めること。 (例) 1 警察許可、運転免許等の行政処分等は、条例に定める管轄区域を有する警察署が処理する。 2 警察対象事案は、管轄区域のいかんを問わず、先に認知した警察署が処理する。
事 件 事 故 の 広 報	事件事故に関する広報の責任の所在を明らかにしておくこと。 (例) 事件事故に関する広報は、管轄区域のいかんを問わず、事件事故を処理した警察署が行う。
事 件 事 故 の 通 報	管轄区域を除く協定区域内において事件事故が発生した場合の通報義務を定めておくこと。 (例) 管轄区域を除く協定区域内における事件事故の発生を認知したときは、速やかに初動措置をとるとともに当該事件事故の発生地を管轄する警察署長に通報する。
協 力 要 請	協定区域の管轄区域内において事件事故が発生した場合の応援派遣要請について定めておくこと。 (例) 管轄区域に係る協定区域内で事件事故が発生した場合において、やむを得ない理由のあるときは、相手方警察署長に警察官の応援派遣を求めることができる。
相 互 の 協 力	協定区域内における相互の協力義務を定めておくこと。 (例) 警察署と××警察署は、協定区域内における警察活動について、相互に協力する。
協 議	協定の実施に当たり疑義ある場合の措置について定めておくこと。 (例) 本協定の実施に関し疑義が生じた場合は、その都度、警察署長と××警察署長において協議する。

別記様式

分類記号	
保存期限	. .

発第 号
発第 号
年 月 日

本 部 長 殿
(警 務 課)

警 察 署 長 印

警 察 署 長 印

業務処理協定の承認について（上申）

管轄区域の境界線の設定と境界付近における業務処理に関する協定要領について（昭和61年兵警務例規第21号）に基づき、下記のとおり協定したいので承認願います。

記

協 定 を 必要とする理由	
協 定 地 域	
協 定 内 容	別添協定書（案）のとおり
関 係 住 民 等 の 意 向	
そ の 他 参 考 事 項	